

官立會略則

完

福岡第一師範學校
(學校圖書)

交 番 第	號
	門
商業	部
銀行及会社管理簿類	
全	冊
1	1
分 番 第	號
	676.37

46
37

T1A1
23
(SH21)

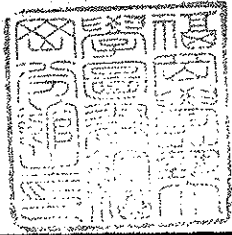
T1A1
23
5X

338
Sh 24

辛未九月

官版 立會畧則

大藏省



立會畧則目次

通商會社

主意

制限

方法

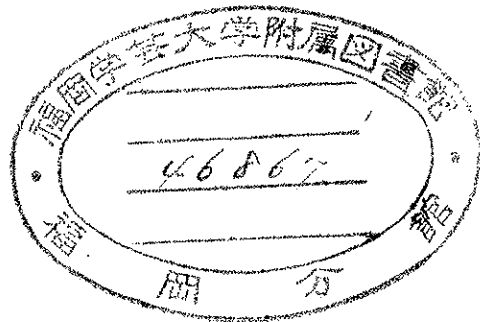
社中諸掛人員

為替會社

通例為替

廻狀為替

貸附金仕法



預り金仕法

通用切手仕法

附録

引請貸借仕法

公債仕法

此書ハ余曾テ泰西ニ官遊ノ時目撃耳聞ニ任セテ
 漫録セシヲ抄出シタルモノナリ余東歸ノ後漸ク
 世間通商ノ利ヲ唱フルモノ多ク其間立會結社ニ
 心アル者アリト雖モ咸ク管見臆測ニテ其要領ヲ
 得ス故ニ其萬一ニ科補アラニカト謗劣ヲ顧ミス

燕栖ヲ厭ハス刻シラ之ヲ世ニ公問セントシテ未

夕果リ、リシカ偶々客冬官府ヨリ福地萬世ニ命

シテ會社辨ヲ譚セシメ刊行シテ以テ世ニ公セシ

トスルニ當リ或ハ遺漏アリテ看者尚隅靴搔癢ノ

患アラントヲ恐レ校訂ノ間旁ラ實際親見ノ旧草

ヲ抄録シ更ニ今日實用ニ就テ聊カ参酌折衷ヲ加

ヘ名テ立會畧則トシテ以テ會社辨ヲ讀ム者ノ資

用ニ供セントス亦愚隴ノ故意ナシ

商法ハ法科ノ一部ニ在テ其制限究メテ嚴肅ニ

ニ方法規則ニ於ルモ最も周密タリコレヲ書籍ニ

編セハ巻帙頗ル浩瀚タルハキモノトス故ニ今此
區々小冊子固ヨリ之ヲ詳悉スヘキニ非ス今姑ク
其大旨要領ヲ略記シ以テ將來其書ノ大成ヲ待ツ
此書敢テ之ヲ史籍ニ考覈セシニ非ス又之ヲ名師
ニ質問セシニ非ス唯隨聞隨録ノ漫筆タレハ或ハ
謬誤ナルモ知ルヘカラス且其脱畧ヒ亦少ナカラス
トセヌ看者幸ニコレヲ答ルコトナラズ
此書會社辦ト具體裁ヲ同フセヌ且或ハ重複アル
ヲ免ルニ蓋シ會社辦ハ翻譯ニ成リ此書ハ紀聞ニ

係ル所以ノリ看ルモノソレコレヲ論ヒテ

明治四年辛未六月

青淵澁澤榮一誌

立會略則

青洲遊澤榮一述

通商會社

主意

商とハ物と商量ノ事と商議するの義ふして人々相
 交り相往來するより生ずるものなり故に物と事と
 不化して各思慮勸考するの私權私權とを人々をその
 身と附をたる通義
 云ふ事と他人の犯す妨げ得ざるものなり故に
 てあると論究し其善惡可否と考へ相融通して俱に
 利益と求むるは商の本義といふなりと云ふ貿易

賣買するを指して商業と為し其職とすをそのまゝと指して商人と云ふはまらざるや天賦の美名として唯一人一個生計を営むが為の名はたゞは能く此主意と心得大に商賣の道と私むきを小めて一村一郡大にして世界萬國の有無と通し生産もまた繁昌し遂に國家の富盛を助くるに至らん是商の主本要義也凡そ商業と為すその心と此に留めざるを過とす

はのく思慮勘考を以て私權より物と事とを商量して相交り相通するの道と生を故に通商の道と政

府の威權とを以て權と付け又は法制を以て縛るを以て法と付け又は役人を以て商賣を以て治めしむるは必ず必を推し付け又ハ縛る等の弊を生ずるものあり是政府商業とを以て治る所以なり

物相交り相通するより商法の道と生をこれハ能く此道とわきむるゆゑ全國の富と謀るべき事を夫も故商業と為すは偏頗の取計ひなく自身一個の私論と固執を以て心と合せカと一に相を小融通する若し一個の私論と固執し或ハ偏頗の取計ひなく相融通するの道なきは品物流通せざりて更に利

得と得ること能はば故は商業をなすふ一切は會同
一和と貴ふ是商社の設けざる可うざる所以あり
商社の會同一和する者の俱は利益を謀る生計を管
理するの才ととも又能く物貨の流通を助く故は社を
結ぶ人全國の公益を心を用ひん事を要する
凡そ商業の用たるや有無を通し物産を繁殖せしむ
以て豊饒を為す故は内國外國と論まひ通商の道小
志をそのハ勉めて物産の繁殖をたすけ國民の職本と
感くはしむ事に心を用ひんを要する
今や幸ふ如く海外各國と交易通商を為すの時は際

を既に海外各國と交易通商をせしむるは彼の情實を識ら
ざるは一向は茫然ととも之を識んとするはハ親しく
其地を踏む其習俗を視るは非ざるハ十分は識り難
る事あり故は漸々は會社を盛らし人々遠大の志を
抱き航海周遊廣く海外各國の商業を見覺え以て日
本全國の公益を謀るは商社の主本要義なり
云ふはハ商法此に至りて其効用實は廣大ありはや

制限

商の本義ハ相交り相往來するの間は生じられハ其
間に於て相互は定約規則を設け常に此の定約規則

と照しく犯り違ふことあるは、一々後
 既ニ商社と結へば或ハ他人より之を妨げ拒むとの
 ありんかきハ豫めあるを防くの手段なるを垂る
 故ニ定約規則と立るに當りて詳く其主意と書
 取り政府の免許を受つるものと
 社ハ私の社として政府の社とあるを故ニ政府の免
 許と受るハ唯其主意と定約規則との政府の控は觸
 合ふや觸合ハするやと伺ふの事にて會社と政府と
 ハ全く公私判然たるハ商業は於てハ決して政府の
 威權と假るべきものありは

商社と相交り相通するの道より生ずるハ社の大小
 人の多少と論まは均しく同等の私権と有る
 凡そ品物代賣買するハ買ノ賣又ハ博奕ノ類に
 空相場等の事あるは、一々後全く普通自由の所為
 たるべきものなり
 商社と結する元來心と協ハせカと一とあるの私権
 より生ず故ニ其定約規則等國法に觸る合ふ事ハけ
 ざる何地何人ト論をも政府之と准するを得ざる
 事なり

但し其身官に在るハ又ハ殊ニ法令ニ關係するもの

職務ある者の如きは商社と結ぶべくもなきもの
とす

商社と結ぶハ政府より之と命ずるものありしは
又商社を開き上政府より其業と指圖せしむるの
にもあらず故に會社の政府の扱ふ觸合はされし何
業何職と論を之と當むの私權と有し然るも其
業其事と取扱ふは於て若し政府の扱ふ背くは又
定約規則に違ふを以て政府又之と懲罰せしむ
べきものなり

凡そ商社と結ぶんとする時ハ何社何業と論を其

組合の人負資本の金高社中の業名及び定約規則等
と明知し書取り免許と其地方官より乞ふ

地方官其乞ふ就て能く其人と事とを審察し之を的
當なりとせしを添翰と以て政府より同ハ其許可を乞ふ
て免許と其商社と與ふるものなり

但し政府より商業の事より付新小命令する箇條あり
して之と商社ある地方官より下し地方官より商社
へ指圖せしむる商社謹て其意と遵奉せしむる論と
待たる

社中のみもの若し他國より組入る其身の支配頭同一

くさるるものありとも其商社ハ其地方官の支配を
せ

但し社中の者ハ其商業ニ就くる事務ニ於てハ商
社ある地方官より指圖せしむるも其身分の支
配ハ全く其本籍の地方官ニ属す

商社の職業よりてハ直ニ政府の分廳（たとへば民
部工部大蔵

省の類）の支配ニ属し其地方官の手と紐するものも

あり無し然るも商社の者の身分訴訟等ハその地
方官の支配する所とん

商業の如し商社より世人ニ公告する事ありハ通常

の通り同等の文書を用ひ

商社の者他人と評論公事する時ハ勿論社中の事務
より付て社中同志の評論公事とししむる之と柄くま
都て地方官の任より

職業品物よりしてハ別段ある政府の免許を受け

取扱ふものあり（たとへば為替會社より元金を備へ
て通用切手と出さるる免許を受け又

る新規の器械や發明して專賣の免許を受る類の如し）故し其免許を得しる商

社ハ若し他ニ價製脱賣等の者ありし時之を官ニ訴
るの権ありとも自ら之を制止するの権あり

但し註云く專賣免許ハ他人の未と工夫せ

この事と發明一十年又ハ十五年專賣の権と許さ
ざるもの一尋常一様の職業とハ異なるもの
なり

外國人通商に至るハ商業中最も緊要の事なり
是常ニ御條約面と守り公正の賣買を為すべきハ固
より論とせず及故に之と合せ心を一に苟めよと
私慾と迷ひ不法と働らば外國人の屈辱と受る時ハ
誠小一人一社の耻のみならず一國一
國會の人数會社の大小ハ固より人々の都合は後ハ
いさよのより強らよの限りと定めらるゝと雖も先

凡そ人数六人より六十人位財本一カ両より三カ両位を以て
小社一六人以上二百人三カ両以上一カ両位を以て中社一三
百人以上六百人以上一カ両以上三カ両位を以て大社とす一
但し小社ハ人数財本此數を全備せざるも社と結
ぶと得一唯大社ハ其財本此數より減まらざる
ものなり

方法

商社ハ數種の別ありとす之を要するハ家名職業
の二社あり一
家名の社ハ社中より先ツ一の名稱と設くるものあり

譬へて何組又ハ何社と豫め商社の名を命一何品
 何商賣に限らば便宜は後ハ其業を営むと云ふ
 職業の社とハ何職何業とハ先ハ其目的を立て社を
 結ハカと併ぎて其事を為さるるべく左とハ蒸氣
 船の會社馬車の會社又ハ器械と開き興作と企る等
 多くて一個の專業として社を立てば云ふ
 但し今日同業類職の者申合きて一の仲間を立て
 相互に約束と取極め其職業を営むとせしめ今
 各自己の事のよしを為し一概に財本と合せて利益
 と謀らざるも亦職業の社たると得へし

又一種財本の社と云ふものあり此社ハ相共に出金
 して他の家名職業の社より加り其の善其事を営ま
 ば後ハ別段に約束と設けて利益を謀るもの成云ふ
 事ありとも財本の社よりハ家名職業の社より出金加
 入するものハ其社中の人よりと得也
 商社と立るとハ何業と論まば其財本の金高に應じ
 株金の割合を定め一妙分限ふよりて幾株ありとも
 出金し商業の財本とあるなり
 但し財本の社より加入出金をし君ありハ約束と
 定め同じ社中の財本は供は

会社と立ちあむ先、社中の差配人以下の人数と撰
び定むべし其撰ひ方ハ社中の評議に依るなり
祖、大會社にてハ差配人の外は取扱人即ち評議
役数負と定む又小會社にて差配人の任に當る者
なき時は暫く書記方以下の者より兼帶するも社
中の勝手なり

差配人取扱人等の撰舉ハ其會の大小に應じ相當の
身元ありて多數の金と出り多く株數と所持するも
のに限りなきなり

但し書記方以下の者ハ其例にあらず

差配人以下の勤年限ハ社中の都合に從て相定む其
給料も社中の會議よりして之と定め利益金の内
に之と給與するべきものと決

差配人其外とも社中の商業取扱の制限ハ社中の便
宜と謀り最初之と商議を盡し譬ハ尋常小事又
幾許の金高ある物品と賣買するハ差配人の專執を
得其他の大事事件ハ社中の會議と經若し或ハ臨時十
分の懸算ある事と目的ある商業の遲緩をなす
る所を大事なるも差配人の獨裁と得べきや否等
と豫め約定し他日の繁雜間達の患方とを謀る

如

社中の規則ハ其定まり一月より三月と過ぎをた
 ひ之と改むると欲するもの限りも得へるは
 會社開業の初に當り帳面と製し社中の規則及び
 出金せし財本金高と記入し支配人以下調印し
 て其支配の地方官に差出せり

但し追て加入するものあり又ハ社中の約束よ
 背りて會社を除く者ある等都て其時々地方官へ届
 出つへり地方官より其趣と役所へ備ふる所の
 帳面に記入せり

社中出金の取締りハ差配人之と掌り社中の都合と
 謀り時々事と評議せりハ取扱人ありと掌り金銀
 の出納ハ差配人の命より後ハ勘定方之と掌る

會社の事柄よりりてハ政府より之と保証する事ハ
 其保証ハ譬へハ為替會社鐵道會社郵船會社等の
 如きもの或ハ為替方差支へ其會社潰れんとする時
 或ハ海賊破船等の時或ハ鐵道の成功と妨ぐるもの
 あり時其社社の主意と全くせりしむるため政府よ
 り官吏と出して之と保護し又ハ金と出して之と助
 ぐる等あり此等の會社ハ最初成立の時ハ政府より

其事を引受け置くなりとせし保証といふ

扱此類の會社ハ其事柄并ニ得失の總勘定と明細と

記シ差配人并ニ書記方の名印と加入時日決定めて

去るを其支配する役所ニ差出を事とす

差配人又ハ取扱人社中ニ對シ不信の事候ハ國法ニ

關する過失ある時ハ其償金と適當の罰とを受けし

む

商社の貯金ハ聊よりとも差配人又ハ取扱人一己の

為ニ融通せると許さば若シ之ニ背く時ハ社中の名

と除こ一倍の罰金と償金のいひ

商社ニ關涉する事件ハ大小とも自己の姓名と商社
の称号とを用ゆ書簡の往復も同様なり但シ何商社
何某と書さ

商社ニ加はりたる者ハ一己の利益のたゞ社中に告
せしめて社中の名と假り内外の商業と為せ事と許さ
ば若シ背く者ハ償金として其本金と取上げ社中と
除き若シ社中の名を其事と知りぬる黙し之と
告げざるものもまた其社中の責と受く

但シ面々自宅といづく別ニ商業と営むハ其身の
勝手なり

社中の入自身の望ふよりて其組合と断つるんと欲
する時當然の理ありて一經商議の上之と許せ
商社に收納する利潤の出金の多寡に應じて之を分
配する一又天災地異非常の衰事より損失ある時
も同様なる一

利益金と分配する、最初の約定より後ハ金高と残ら
ぬ分配するも又ハ金高の一分二分と引除け商會の
備金に積置くも社中の隨意なり
社中損益の割合ハ決して偏頗の取計ある一より後
全く出金の元數に從ひて分配するともそのなり

見込の商業ある時財本金不足する時ハ他人より
と借り入るる融通とあり若し遊金あるハ他人
へ貸して利息と收むるとも都て最初の約束より後ハ
て差配入之と所置する一

商社外より商業の事より付と依頼に来る者あるハ時
々通常の規則と照し誠實に之と所置し其時の相場
に違はざる様賣買するともそのなり

商社の諸帳面ハ之と社中より出し勘定改方立合の上
そとて勝手に一覽せしむるハ是商業の利得と示し
社中の疑念と散ぜしむるハ為す可き事社中又ハ他

人と紛争の事ありて政府の公裁と乞ふ時は官吏の
検査と請くべし

商社に關する事件は悉く書付と以て證となすべし
些細の事ありとて決して空言定約となすべし
差配人其他の者若し他方へ金銀相渡し其受取の証
據となすべし又けのそのなきや又ハ他は信を表すの
証據なき時ハ取扱ふ者之と償ふ

社中のその家初の約束は昔く所業あるや又ハ社中
の名聞に關する不法の所為ありて速く同社へ告知
し之と糾し或ハ其料ふりてハ社中と除くべし

若し功勞ありて同議の上之を賞む

社中の商業賣買とも其相手と慣き合ひ一箇ハ私慾
と營むと嚴禁とすべし若し不正の處置露顯なき時
ハ衆議の上社中と除之必し重大なる償金と出さる
む

商社の金銀出納の記録帳面ハ都て書記方之と掌し
る
商社に關する書翰往復其他約條書類等悉く寫し取
り置くべし至輕の書類ありとも紛失せしむる事お
ろるる

商社の書記方并に勘定方賄方等の身分ハ悉く會同の上決議よりて差配人之と進退をへし差配人一
個の考ふて進退をへし

金銀の請取り其他商業に拘りし事件ハ悉く會社の印紙を用か右印紙ハ勘定方之と守る

會社に拘りし諸雜費ハ利益金の内より之と引去る

但し商業に關する飛脚其他書面往復の入費も同様とせ私の往復ハ此例にあらず

商社に關する商業並の事ありしを若し會社の記

録成算帳面等に洩し者ある時ハ社中より直之と差配人一個私慾の商法と認め其償金ハ差配人より出せべし但し別し其事と取扱ふ者ありし其證據明くあるを其者より償金出せし

差配人より商社の事し付社中小布告あるハ會
議ある時若し意に適せざる者ありハ速に覆討論
しつゝ其會得たる迄幾度もかゝる事公正に
歸するを務むべし若し其時ハ異議をなして他
日事と取計ひし後し是れ角と差配人を非議せ
し

社中の者商社の事、付旅行も、又も他出、て他人と談判する等の時及、他の荷主商業、て其社、滞留せる費用等、都て商社の入費なる、
 商社の事、付會同の事、りとも其席、を飲酒を許さへ、
 商會得失の總勘定、半年毎、に計算、明細帳、に記、
 社中、一同、示、其、上、損益とも出金の多少、應、
 割賦、を、

但、期限、の、商賣、に、付、ての損益割合、其期限、に、
 在り計算賦當、を、事、も、

商社諸掛人員

差配人 一人 商業に關する事務を總管す
 取扱人 社中の都合を謀り諸の評議の事を掌る

但、會社の大小、より、て人員多少、を、

書記方 定員、
 商業に關する諸事を分課、
 て精密に記録する事を掌る

勘定方監察 一人 社中諸會計の當否諸入費の

辨給等を詳し、偏頗依怙其

外諸掛りの勤怠と監察し出納の帳面と明ふし冗費と減らす等まへて一社の法則と守る事と掌る

但し勘定方監察ハ一社に代りて諸掛りの勤向と監察し差配くし申達するを得まよぬ其事と求むふよ於てハ決して其権と有まへりし人
勘定方 三人 一切金銀出納の事と掌る
蔵番 一人 賣買諸品物の出入と掌る
勘方 一人 食料炭薪日用の品等と掌る

但し諸掛りの人負ハ商社の大小商業の間劇に應じて増減ありし

為替會社

為替會社ハ貨幣の融通と便ふ一諸の商業ハ勿論殊
小旅行の人多數の金銀と自身は持運ふの患なく一
枚の手形と以て坐ら千萬兩と數百里の外は交替ま
ると得るとの力を其用實に廣大切要なり故に其
規則并に取扱向と至るべく最も嚴重にして且つ
綿密なるべし

為替會社ハ商社と其趣と同ふせききハ會社結ぶの
法固より次第あり

但し此二條會社辨に詳なり且し照し見たり

會社大中小の制限ハ高社の定則ニ從ふハ唯集合
 金の高ハ限るゝも人數ハ何人と限るハ尤も以
 會社と結ハ免許を受ふるの手續及ハ其會社の取締社
 中のその身分の支配且紛争訴訟等ニ於テ一切商社制
 限中の條々を守らハ尤も為替の業と指圖とハ
 會計事務局大藏省の類の所務とス
 通用手形と出ふるの免許を受けハ會社ハ凡そ年限と
 取替め政府の免許を受け何々年間の會社と定むハ

何ハ此年限満期ニ至キハ官公乞ハ年限ハの許可

と願ふことあり

為替會社ハ殊ニ政府の保護と仰くもの存ハ會社
 結ふハ當り政府の指圖と奉リて其方法を設くハ
 既ニ會社開くの後ハ帳面の認め方正金并ニ手形の
 出入等ニ於テ豫め時日と定めて常ニ政府の検査と受
 くハ
 為替會社ハ唯一會の盛大成るニ欲せば各地ニ分
 在リテ為替金銀の自由とスニ要トモ警ハ東京ニ
 本會あり諸方繁華の地ニ出張會ありて互ニ相流
 交替とスニ得るハ如ク

と得るハ如ク

立會社
為替會社と結ぶ者ハ會社より出銀せる本高の外ハ其
高相應の引宛物と所持せるものに限るハ一譬へ
一萬兩の本高と加入せるものハ其高に準せる地所
又ハ建物等自身所持のものを引宛とせるの類なり
但し此引宛物ハ決して二重の書入等と為さる
らば
社中よ加ふる者株金の負數割合ハ商社の規則と同
様なるハ
社中集合金の總高出張所の負數地名為替の種類且
其會社にて取扱ふ所の旨趣等と記し遍く之と世上

ふ刊行ハ變更ある時ハ又之と告知せし
毎歳正月會社本高の増減利息の總高預り金の高等
と記し會計事務局に差出し其寫トと世上刊行を
但し通用手形と出せし會社ハ其高と記入せし
為替の數様の別あり其品類左の如し
通例為替
通例為替トハ譬へ東京の人他方の人より送り金と
為し時東京の會社へ其金高と振り込し其會社より
手形と請取り之と其金と送る可き地へ廻して其高

と請取らむの類なり

但し右ハ送金に用ゆる為替として若し前ニ比喻せし東京の人他方の人ニ請取らむと金子と渡さむと金子と両様の引合あるも其請取らむ人への請取手形と以てさむと渡せし人ニ送りて受取らむ其差引となす事なり是も真の為替法なきことと會社ニ關係なき故と略す

右の手形未到着後何日限と日限と記入し或ハ到着次第に記入せし會社と當人との相談に依り但し右日限と記入せし日切約定為替と唱

ふ

日切約定為替の手形ハ請取らむ當人直ニ其手形と其地の會社ニ示し何日一覽と會社ニ認め入させ日限に至るまで本金と請取らむ

萬一為替手形と取失ひし者其番号并ニ金高等會社へ届出るあり其會社より速ニ諸方の會社ニ告げ知らせ六ヶ月中小頭たる時ハ本金と拂戻せり又ハ新ニ手形と書替ゆべし但し其入用ハ手形と失ひしものより受取らむ

手形を焼失せし旨届出する者あるハ會社より速に
 其趣を諸方の會社に通し置き三月と過ぎ當人よ
 り證書差出させ新に手形を書替へ但し書と以て先
 番の手形ハ焼失せし旨を記入して相渡さへし
 為替金高ハ金二十五兩と以て少高の限りとせし
 多數の為替を取組し時ハ其宛る所の出張會社へ急
 郵便と以て報知し受取人到着の節日限通本金渡し
 方取計ハ決し遅延なきべし
 多數の為替ハ其手形を三枚として渡せしむるとん
 是を以て其一枚の手形紛失せし時の為なり而し

て其三枚ハ第一第二第三と番号を記し其内一枚を
 以て為替請取し他の二枚ハ不用と属せし旨を
 認め置くべし

又逆為替といふあり是ハ譬ハ東京の人大阪の
 人より受取るべき金子ありて大阪の人より其渡さ
 へしことと申越せしと會社へ頼み手形を入きて
 其高を請取り會社より其手形を大阪の出店に送り
 出店より前の渡さへし人よ通達して手形を渡して
 原高を受取戻さる法なりされしと此法ハ會社能く
 其為替を取組む兩人の身元を兼知せされハ出来り

たき事、そとまきと普通の法とひひく

廻状為替

廻状為替といふ譬へて東京の會社ありて西京大阪其他諸方より出張會社と置之何きの會社より最も為替と振込し所より廻状手形と以て何きの出張會社とも其総高又ハ内金何程宛なりとも請取ると得る類として為替中最も輕便の法なり

内金ふて渡せし會社より其數と手形の裏に記し其手形の總高と渡し濟せし會社に於て留置し但し一場所より総高と受取ると請取方の都合

小より幾度も内金渡しと望ましく同様時々其渡せし高と手形の裏に記し置皆渡の節其手形と其會社に請取ると

諸手形諸證書類之認方ハ各會社の勘考ふらうて都合よく其文字と定むべしととも可成又々事柄明瞭として聊も文意疑はらき事なき様と心を用いて其文格と取極むるものと肝要なり

但し手形證書の類ハ必以番号と附記せしめて總て為替手形預り金證書其外一切金子受取渡す用から紙ハ會社より兼て其種類と區別し印紙あり可

成丈々精良ニ製一置家号地名年月其外時々變易
ニ事ハ印刻一ニ様ニ取揃ふニトクニ

但一日用の書翰紙状袋等々も常ニ別段ニ仕立
置此會社の用紙ハ此紙をト諸人解知する様ニ
せん

手形其外諸取諸書ノ類都テ金高ニ記入する所ハ手
形印紙をトハ金百圓圖の如ク捺ト作り置るを捺内
ハ大ト字ニて明ク示認め入き若一字数少クハ一ト
入き聊モ空白をニ様ニせん一又尋常の紙ニ認む
ふニ金何兩也ト大ト字ニ透之間をニ様ニ認むハ

金子渡一濟の手形又ハ不用ニ属する證書の類ハ都
テ調印する所ト切抜ニ其會社ニ留むハ

為替手形ト振出をトハ元帳ニ其金高人名居所及ハ
為替の旨趣ト詳細ニ記入一テ割印ト押切取扱ふ人
々元帳手形ともハ金高の所ト別ニ其者の見留小印
を押せん

會社トトハ為替金銀渡一帳ト製一置ニ為替金ト渡
る時ハ其請取る人ト何處何番の為替金何程愷ト
請取ト云ふ事ト帳面ト記入せんハ

為替
大蔵省

為替打銀ハ其次第ニ從テ豫メ其價ト定め置キ一
 覽ハ通例送金為替ハ金百兩ニ付何處迄何程又日
 限約定為替ハ何程廻状為替ハ何程ト出張會社ある
 地名及ハ各種の貸銀定ト記載シテ會社中ニ掲リ置
 ク一

貸附金仕法

會社ニ於テ他人へ金子貸附けるヲ引當物ト預リ時
 價の六十分の見積ト以テ貸渡ス一其期限ハ概ね
 三ヶ月ト限リ利息の定返済の手續等ト記シテ證
 書ト借主ト取置ク一

但し利息の定ハ其時の都合ニ依リ借主との相談
 ありて取究む一

此證書ハ必キ本人の外ハ證人トシテ一ヶ月の
 至リ返済の滞リ事ありキ本人證人と督責シテ引當
 品物ト賣拂ハキテ皆済セ一ひるゝ又ハその品物造
 成キを更ニ期月ト延シテ證書ト書替由一

右品物の内會社の倉庫へ持來リテ引當ニ供スル分
 ハ通例の藏敷トシテ一他の倉庫ニありテ引當ニ
 供スル時ハ其預リ人より其品の預リ證書ト出シ一

期月中、若し引當品の價格外、下落する事ありと
不足と調へく足し金と補はるべし

為替會社にて品物と引當し金銀と貸渡するに其引
當品の限と立つる通例の質屋の如く何品ありと
預りて金銀と貸出する仕法あり

預り金仕法

為替會社にて、利息の額と定め手形と通帳とを出
して他人の金銀と預るべしと為さし此預り金ハ
預る人の都合より後ゆく定数と限るべし
金高甚と小なれハ會社にて之を断る事と得

金銀と會社へ預けんとするハ其會社と信するより
の事をなれハ會社の大小と拘りし人の望に應じて
預るべし

金子と預る時預り手形并通帳と預け人へ渡さる
此通帳ハ紙數と定め精密なる會社の印信と押さ
し其帳面の初ま金の高利息の定額其外右預け金
と請取る手續請取紙認め方等と記入し且受取紙に
用ゆる紙と綴込に置くべし預け主若し内金ふて
受取る時ハ其請取紙へ金高と記入し調印の上
誰れも之と會社へ持参し其金と請取る事と得

右預け金皆高と請取の簿に手形并に通帳とも會社へ返却せしむ

此通帳は手形と同様に肝要なるものなるに其製を精密にし金高書入のときより調印の所其外番号年月日等の認め方都て一枚紙面へ二々通りをせし置き受取人より割印し一通は通帳中に存し置き一通は會社に持参せしむ

會社より預り金を受取る時大なる帳面へ一枚又ハ二枚宛部分と立て預り金高預け人名前年月等詳々

ふあきりし前より以後内金渡りあり又ハ最初の預け人具金高を他人へ譲りし届けあり其他の二季利息の渡り等逐次記入し金高不残返し済しならん手形通帳と引合せて其部分と消却せしむ

預り金利息の額ハ會社の都合よりて定むし尤其預けし月より三月内は皆金を受取戻す者ハハ無利足をせしむ

預り金手形と其外他人に譲り渡す者ハ其手続を明細に手形の裏并に通帳に認入て其旨を會社へ届けあはせし利息の渡りハ毎年六月十二月と兩度定

めて渡さるゝ内金もく敷廣く受取る者も残金あり
て其渡り高と差引き定限の利益と渡さるゝ

預り金手形萬一紛失の時ハ為替手形同様の仕法と
以て届け出て三ヶ月と過て其趣と書入るゝ引替
手形と渡さるゝおも其三ヶ月の間ハ無利益あり

但し通帳も同様を之

通用切手仕法

戸大なる為替會社ハ官の免許を乞ひ受け通用切手
を出生事と得る此切手ハ其會社中の紙幣と同じ

者もて人々其會社と信するふ於てハ誰みても此切
手もく百貨賣買に用む唯切手と正金と引替んとせ
と望むとの會社に到らる即時に正金に引替渡さる

通用切手と出さる其切手高種類手續通用年限本居
金高其外仕法規則の類詳くは申立毎事政府の指圖
に後ふ

政府の免許を受け切手發行せんとする時ハ其前切
手と出さる旨趣切手の負數本居金の高引替の手續等
都て官許の上取計ふると世間よ公告せ

切手の首數ハ本居積金の多寡ニ從ふて定むべし假令其切手通用よくして引替少くとも決して免許なくして制限の數を増せへうは

但し此割合ハ概本居金八十万兩ニ發給切手百万兩ニ限ると

切手ハ本居金の高ニ從ひ政府の許可を得て發行せしむべしと別に其切手高ニ相當の價付る屋敷田畑家藏等の如き移動せしむる所有物と引宛し官用ニ差出し置くべし切手の大小ハ五種又ハ三種と社中の都合ニ從ふて定め其品別ハ人の辨し

易き様ニ變へし幣ハ百兩五十兩二十五兩の三種と制する時ハ青紙赤紙白紙と以て其類を異しとす

切手の製造ハ極めて精密にして決して人の偽製をへんがさる様用心せしむべし尤も内外と見計らひ何れの國くても偽製し得る様ニ製する時ハ便利の

此切手ハ固より銅板より指出せしむべしと之を發行する節毎紙會社差配人又ハ書記方等より書體を定めて番号を記入せしむべし

切手出入の計算ハ日々之ヲ調へ本居金と引合せ帳
面示記ノ毎週位ニ其出入と本居金とノ政府の検査
を受け毎年之ヲ世間ニ公告スル

此切手ハ年限ヲ定め唯手摺き又ハ破損等
新紙ヲ製して故紙ニ引替也

右の切手誤りて焼ニ焦リ又ハ破損汚ニ汚キ等キ
此の如クテ他人ノ通用ナク會社ハ未ダ引替

望むもの如クも切手の半額以上ノ損ニ一分たりと
ハ残額ニ紙ノ金高の認めニ出たりて相違ありとの

スルは一割減り位ノ以テ引替ハ滿意汚キ其外の小

破損ハ一分減り位ノ以テ引替也

通用ノ止めノ故紙の切手并ニ新製の切手高等ハ詳

クノ帳面ノ記ノ政府の検査を受け

附錄

引請借貸仕法

大なる會社もて政府の免許を受けし上ハ其會社の
 名目と以て他人へ金銀と引請け借貸と為し事あり
 其仕法譬へて一の巨商又ハ商會等もて金銀借用と
 會社と望むともハ其金高と應へ年限と定め地所製
 作所又ハ器械倉庫都て移動せしむる品物の體
 なる引當と取り會社と有金多くとも其高と辨せん
 事と請合ハ一割の内金と渡し會社と別ふ其金高
 小合せし年限と定めしる通用切手と製して之と望

の者も賣渡し其高を集めて貸渡すの法あり

但し右切手の負數は其總高に應じて減算むべし
譬へば總高十萬兩をれば之を千分にして百兩宛
の切手と製する如し且其發行の免許を政府より
受るとし切手高相當の引宛物と政府へ差出し
置くべしと事あり

貸金の利息返済の年限は借り主と會社と相談して
之を定むべし

會社より出た切手の利息は何程宛年限中何ヶ月毎
よ之を拂ふと云ふ事と其切手は記入して望むべし

賣渡すべし

但し右借主より差出た利息と會社より出た切手
との附する利息と凡そ二分の差あり其二分は會社
の手數料たるべし

會社より全高を集め得るときは最初渡すは一割の
内金に償として會社の損失たるべし

此切手を出せ前は何説を以て何所誰又は何會社へ
幾許の金高と何々年限を以て貸渡すべし付切手を出
せや云事と會社より世間へ公告せよ

此切手八年限中正金引替と爲せ可くは又紛失焼

失等あると切手引替ともなるへうは
 此切手を買ひし者ハ全く會社へ金銀と貸せしと同
 様しく其利益ハ切手と記入せし如く期月と至り請
 取るへ一期年と至り本金の全高會社へ受取り次第
 此切手も會社より正金と以て所持の久へ引替由へ
 切手所持の者都合よりて彼より此より賣渡さし買
 取ると自分の氣終つて之を決して會社へ届出さし
 及らぬ

但し利益ハ定月と以て其切手所持の者へ渡さる

此仕法ハ平常所用のもの非を唯巨大の商賣又ハ
 商會等みて大なる金銀入用の時之と適合せし小頗る使
 利の仕法なり

公債仕法

蒸氣郵船蒸氣車會社又ハ巨大なる製作所ある會社
 等より政府より別段の免許と請け其會社所得の利
 益と引當し公に借債と募る仕法あり其法譬へて
 先蒸氣車會社にて別段金子入用の事あると右蒸
 氣車の利益と引當して蒸氣車株切手と製し望の

者、賣渡して入用の金額を集むるなり

此切手ハ前ふつ引請貸借の切手と等しきものふ
て切手の表裏、通用の年限利足の割合并渡方の手
續等詳細に記入し毎紙番号を附し會社の極印を押
し決して人の偽製を許得ざる様精密にして賣取を
せらる

切手の金高ハ集金の多寡に後ハ百万兩の總額を
て百兩と一株と一萬枚を製せ若し其都合ふり
て百兩と五十兩と兩様を製せも妨なり

此切手ハ正金引替をなすに年限中全く會社の利益

を引當とせらるる公債證書にして人の自由で賣買を
するを得るものなり故に此切手を出せば政府にて
能其社中の利益を検査し實に公債の引當に足るの
證據を取りて後切手の賣取を免許し且時々其社中
の會計を取調へ切手の利息拂方等をも檢閲せらる
事なり

利足ハ年々兩度と定め兼て其拂場所を公告し切手
所持の者ハ其切手と利足請取書とを持参して株高
に應じて利足を受取るを得る

但し此利足ハ其地の金銀融通方によりて高下を

きを一定の度とす

會社より切手製造の時年々利足拂の月割と定め年
月并に利足渡高等送書込の數多の小券と本切手一様
の紙と板刻とあり本切手の下は附く切手所持人
の利足請取の節其年分丈々と切り取るの出来
る様を製し置利足請取の當月と月割の場所と切り
抜くことと持泰して定額の利足と請取る様とする
法もあり

此切手は前よりよくよく人々自由と賣買せしむ
得るといふにして全く一種の商買品と比しるべきは時

々の景況によりて其價低昂とあり且平常
の際も利足請取の期月前より其價騰上り又利
足請取済の後ハ其價低下するハ當然の事なり
此切手と出せし會社よりハ年限中最初取極めし規
則と以て利足と拂ひ年限迄は追々此切手と正金と
引換へるべきなりとあり會社有金の都合より
て切手の相場と見合せ時々買戻せむと妨げしむ

立會略則
九編

立會略則

昭和三十二年
譯價

五冊

官御用御書物師

東
日本橋通一丁目
須原屋茂兵衛

京
同
室町三丁目
紀伊國屋源兵衛